



- 1 1. 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

**道路運送法第 3 0 条** 回答 ( ○ )

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受を行う場合は、国土交通大臣に届け出なければならない。

**道路運送法第 3 6 条** 回答 ( × )

- 1 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関から負担金の納付に係る通知があった場合は、負担金を納付しなければならない。

**道路運送法第 4 3 条の 1 5** 回答 ( ○ )

- 1 4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業に使用する自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」と表示しなければならない。

**道路運送法第 9 5 条、道路運送法施行規則第 6 5 条** 回答 ( ○ )

- 1 5. 休止している一般旅客自動車運送事業を再開する場合は、あらかじめ届け出なければならない。

**道路運送法施行規則第 6 6 条** 回答 ( × )

- 1 6. 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 条の 2** 回答 ( ○ )

- 1 7. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 1 8 条** 回答 ( × )

- 1 8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、点呼を行ったときは、その状況を録音及び録画して電磁的方法により記録媒体に記録し、90日間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条** 回答 ( ○ )

- 1 9. 貸切バスの運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条の 2** 回答 ( × )

- 2 0. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。ただし、貸切バス事業にあっては観光需要のピーク・オフピークがあることから、日々雇い入れられる者であってもかまわない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第 3 5 条、3 6 条** 回答 ( × )

21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第47条** 回答 (○)

22. 旅客自動車運送事業者は、毎年12月31日までに、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7** 回答 (×)

23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者を補助する者を選任した場合はこの限りではない。

**旅客自動車運送事業運輸規則第68条** 回答 (×)

24. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、運賃として扱わなければならない。

**一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款** 回答 (×)

25. 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、運行の安全面のポイントを分かりやすく示すことにより、単純な価格比較のみで選ぶのではなく、より安全にも留意した選定を促すことを目的としている。

**輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン** 回答 (○)

26. 改善基準告示でいう拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 (○)

27. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する運転者の連続運転時間は、原則4時間を超えてはならない。

**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 (○)

28. 整備管理者を選任しようとするときは、あらかじめ地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

**道路運送車両法第52条** 回答 (×)

29. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

**道路運送車両法第66条** 回答 (○)

30. 事業者における輸送の安全の確保の取組を活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップが主体的かつ積極的に関与し、強いリーダーシップを発揮することが極めて重要である。

**運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン** 回答 (○)

31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止又は廃止しようとするときは、その（ ）日前までに届け出なければならない。
- A. 30 B. 60 C. 90  
**道路運送法第38条** 回答 ( A )
32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送引受書の写しを（ ）の日から三年間保存しなければならない。
- A. 運送申し込み B. 運送引き受け C. 運送終了  
**旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2** 回答 ( C )
33. 一般貸切旅客自動車運送事業における業務記録の保存期間は（ ）間である。
- A. 1年 B. 2年 C. 3年  
**旅客自動車運送事業運輸規則第25条** 回答 ( C )
34. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において（ ）年間保存しなければならない。
- A. 1 B. 3 C. 5  
**旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2** 回答 ( B )
35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、一定の様式の（ ）を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えておかなければならない。
- A. 履歴書 B. 乗務員等台帳 C. 乗務員証  
**旅客自動車運送事業運輸規則第37条** 回答 ( B )
36. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
- A. 60 B. 65 C. 70  
**旅客自動車運送事業運輸規則第38条** 回答 ( B )
37. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。
- A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清潔に  
**旅客自動車運送事業運輸規則第44条** 回答 ( A )
38. 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
- A. 1 B. 2 C. 5  
**自動車事故報告規則** 回答 ( A )
39. バス運転者の1日についての拘束時間は、（ ）時間を以内とし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、15時間とすること。
- A. 9 B. 11 C. 13  
**自動車運転者の労働時間等の改善のための基準** 回答 ( C )
40. 旅客自動車運送事業者が講じておくべき事業用自動車の運行により生じた旅客その他の財産の損害を賠償するための措置は、1事故につき（ ）万円以上を限度額としててん補することを内容とするものでなければならない。
- A. 200 B. 400 C. 600  
**旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示** 回答 ( A )